

2024年12月20日

各位

会社名 株式会社コロプラ
代表者名 代表取締役社長 上席執行役員 CEO 宮本貴志
(コード：3668 東証プライム市場)
問合せ先 取締役上席執行役員 CFO 原井義昭
(TEL. 03-6721-7770)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年1月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 86,129株
(3) 発行価額	1株につき475円
(4) 発行価額の総額	40,911,275円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	業務執行取締役 4名 47,179株 取締役を兼務しない上席執行役員 4名 38,950株
(6) その他	本新株発行については、割当予定先である取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度の経過後3月を超える期間、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書、有価証券届出書及び臨時報告書は提出していません。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2019年11月20日付け「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2019年12月20日開催の第11回当社定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として対象取締役に対して年額300百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、年500,000株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、2024年11月6日付け「経営体制の変更及び代表取締役の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、上席執行役員制度を導入したことに伴い、当社の上席執行役員についても本制度の対象者に含め、譲渡制限付株式を付与することに致しました。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の業務執行取締役4名、及び上席執行役員4名（以下「割当対象者」と総称します。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計40,911,275円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金475円）、当社の普通株式合計86,129株を付与することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3（1）のとおり、譲渡制限期間は取締役又は上席執行役員のいずれの地位からも退任する

日までとしております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本新株発行に伴い、当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は、2025年1月17日（払込期日）から当社取締役又は上席執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

（2）譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が、2024年12月20日から2026年1月1日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を役務提供期間とする。）、継続して、当社の取締役又は上席執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供等期間が満了する前に取締役又は上席執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当該退任した時点で譲渡制限を解除し、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（3）当社による無償取得

割当対象者が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（4）株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、割当対象者が専用口座を開設し、管理されます。なお、当該証券会社は大和証券株式会社を予定しております。

（5）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当対象者に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2024年12月19日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である475円といたしました。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上